

公立大学法人前橋工科大学給与規則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成25年規則第54号。以下「就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは就業規則第2条第1項に定める職員をいい、「教員」とは同条第2項に定める教員をいい、「事務職員」とは同条第3項に定める事務職員をいう。

(給料及び諸手当)

第3条 給料は、就業規則第40条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、この規則に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務職給料表 別表第1 事務職員

(2) 教育職給料表 別表第2 教員

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

(初任給及び昇格、昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給基準に従い、理事長が決定する。

2 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第60条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては3号給、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものにあつては1号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第6条 就業規則第16条第1項第1号若しくは第3号の規定により休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給料の支給）

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給定日は、学長が別に定める。

（給料の日割計算等）

第8条 新たに職員となつた者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から

支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 在職中死亡した者に対する給与（この規則により支給する給与）は、その遺族に支給する。この場合において、公立大学法人前橋工科大学職員退職手当規則（平成25年規則第73号）第3条の規定は、遺族の範囲及び順位について準用する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める職にある者（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づき、学長が別に定める基準に従い支給する。

2 前項の別に定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{25}$ を超えてはならない。

3 管理職員に対しては、第18条及び第19条の規定は、理事長の定める特別の場合を除き適用しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額 $\frac{1}{1}$ は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの $\frac{1}{1}$ は、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額 $\frac{1}{1}$ は、前項の規定にかかわらず、5,000円に該当期間にある当該扶養親族

たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

(地域手当)

第13条 地域手当は、前橋市における民間の賃金水準を基礎とし、前橋市における物価等を考慮して学長が別に定めるところにより支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

- (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であ

るもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内において別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別で定める額とする。

4 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第2項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別で定める場合にあつては、その翌月）の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として

6 か月を超えない範囲内で1 か月を単位として別に定める期間（交通機関等に係る通勤手当以外の通勤手当にあつては、1 か月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（クロスアポイントメント手当）

第16条の2 クロスアポイントメント手当は、就業規則第15条の2第1項の規定によりクロスアポイントメントの適用を受ける職員であつて、学長が別に定める要件を満たす場合に支給する。

2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条第2項に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、年末年始の休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は公立大学法人前橋工科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成25年規程第59号。以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき学長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤

務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合はその割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日 (次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。) における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第 43 条第 1 項第 1 号の規定により、あらかじめ就業規則第 40 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間 (以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間 (別に定める時間を除く。) に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 (前項に規定する別に定める時間を除く。) との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 50

4 勤務時間規程第 3 条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する別に定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から
第2項に規定する別に定める割合を減じた割合

(休日勤務手当)

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第40条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第42条第2項に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に就業規則第40条に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第22条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の宿日直のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万3,500円を超えない範囲内において、別に定める月額の宿日直手当を支給する。

3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には、含まないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により就業規則第42条第1項及び第2項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第28条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在（退職し、若しくは解雇さ

れ、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち別に定めるもの、教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(同表の適用を受ける職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係

る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第28条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条 削除

（休職者等の給与）

- 第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ

れ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第16条第1項第3号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が業務上又は通勤上の災害と認められる場合にあつては、100分の100）を支給することができる。
- 6 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員には、他の諸規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 第26条及び第27条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第30条第7項」と読み替えるものとする。

（給与の口座振込み）

第31条 給与は、職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

- 2 理事長と職員の代表者が協議して定めるもののほか、口座振込みに関し必要な事項は、学長が別に定める。

（給与からの控除）

第32条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助団体等の会費、掛金、積立金、返済金
- (2) 団体特別契約の各種保険料
- (3) その他理事長と職員の代表が協議して定めたもの

（その他）

第33条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長又は学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により

法人がその身分を承継した職員（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者がこの規則の施行日の前日において前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第303号。以下「条例」という。）の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。

3 施行日以後の給料月額が、施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料の額に達しないこととなる職員には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 承継職員が条例の適用を受けて前橋市職員として在職した期間は、第25条及び第28条における在職期間とみなす。

（住居手当支給の特例）

5 自己の所有に係る住宅に居住している職員には、第14条の規定にかかわらず平成27年3月31日まで住居手当を支給する。この場合において、住居手当の額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは月額2,000円と、同年4月1日から平成27年3月31日までは月額1,000円とする。

（級別職務分類表の特例措置）

6 別表第3の規定の適用については、当分の間、別表第3の4級の項中「又は副主幹」とあるのは「、副主幹又は主査」とする。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規則第27号）

（施行期日等）

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「給与規則」という。）第28条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与規則（附則第4項において「改正後の給与規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与規則を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(規程への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則 (平成27年3月26日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日規則第4号)

(施行期日等)

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則(次項及び附則第5項において「改正後の給与規則」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 平成27年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける

給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間（公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「給与規則」という。）第4条第1項第1号の事務職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成30年3月31日までの間）、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規則附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、平成30年3月31日までの間、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規則第7条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（平成28年規則第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規程への委任）

11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成28年12月6日規則第14号）

（施行期日等）

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下「給与規則」という。）第28条第2項及び附則第10項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規則（次項において「第1条改正後給与規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成28年12月1

日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（平成28年規則第4号。以下この項において「平成28年改正規則」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後給与規則の規定による給与（平成28年改正規則附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規則（以下この項から附則第6項までの規定において「第2条改正後給与規則」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規則第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,700円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合

及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者があ
る場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前
第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日
以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場
合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員
となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに
至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」

とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員とな
った職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族
たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外
の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係る
ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」
と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族た
る配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職
員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が
9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号の
いずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、そ
の」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは
第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあ
るのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、
「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係
るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場
合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族た
る父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養
親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者
又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養
手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる
子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった
場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を
を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものが

ある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規則第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規則第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにおいて、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条改正後給与規則第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規則第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」

とあるのは「8級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

（規程への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成30年1月18日規則第5号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（附則第4項において「改正後の一部改正規則」という。）附則第5項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与規則、改正後の一部改正規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則（平成28年規則第4号。以下この項において「平成28年改正規則」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の一部を改正する規則附則第5項の規定に基づいて支給された扶養手当（当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。）は、改正後の給与規則の規定による給与（平成28年改正規則附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の一部改正規則附則第5項の規定による扶養手当（当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。）の内払とみなす。

(規程への委任)

5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（平成30年12月13日規則第25号）

(施行期日等)

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）第23条第2項、別表第1、別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(規程への委任)

5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和元年12月17日規則第26号）

(施行期日等)

1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2は、平成31年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第28条第2項の規定及び第3条の規定による公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

5 第2条の規定の公表の日（以下この項において「一部公表日」という。）の前日において同条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,500円を超える職員であつて、一部公表日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（公立大学法人前橋工科大学職員給与規程で定める職員を除く。）に対しては、一部公表日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下この項において「第2条改正後給与規則」という。）第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で公立大学法人前橋工科大学職員給与規程で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,500円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条改正後給与規則第14条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条改正後給与規則第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,500円を超えることとなる職員（規程への委任）

6 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公立大学法人前橋工科大学職員給与規程で定める。

附 則（令和2年12月1日規則第22号）

この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日規則第5号）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（第2号において「新給与規則」という。）第25条第2項及び公立大学法人前橋工科大学給与規則（以下この項において「給与規則」という。）第25条第3項から第5項まで又は第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職等をした者にあつては、当該退職等をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規則の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 新給与規則第25条第2項に規定する特定幹部職員 107.5分の15
- 3 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年12月8日規則第6号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第28条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与等の内払）
- 4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）
- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和 5 年 2 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 2 月 8 日規則第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第 4 項において「改正後の給与規則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第 2 5 条第 2 項及び第 2 8 条第 2 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第 5 条第 2 項の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第 3 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和 7 年 1 月 1 4 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第 4 項において「改正後の給与規則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第 2 5 条第 2 項及び第 2 8 条第 2 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第 5 条第 2 項の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給

された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則 (令和7年3月21日規則第3号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則(以下「改正前の給与規則」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則(以下「改正後の給与規則」という。)第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則 (令和8年2月12日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則(次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第25条第2項及び第28条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則(次項において「改正後の役員報酬規則」という。)第5条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

別表第1

事務職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		

39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				

82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							

別表第2

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	275,700	354,200	408,200	480,200
2	277,900	355,800	409,800	488,400
3	280,000	357,400	411,100	496,900
4	281,900	358,900	412,300	505,300
5	283,700	360,400	413,500	513,500
6	285,200	362,000	414,500	521,200
7	286,700	363,600	415,500	528,700
8	288,200	365,100	416,400	535,900
9	290,000	366,500	417,300	542,500
10	291,900	368,500	418,300	547,700
11	293,700	370,500	419,400	552,300
12	295,600	372,400	420,500	556,600
13	297,600	374,200	421,500	559,700
14	299,600	375,800	422,600	562,500
15	301,600	377,400	423,600	565,200
16	303,600	378,800	424,600	567,600
17	305,500	380,100	425,600	569,600
18	308,000	381,600	426,700	
19	310,700	382,800	427,800	
20	313,300	384,100	428,900	
21	315,900	385,400	429,900	
22	318,300	386,600	431,000	
23	320,700	387,800	432,100	
24	322,900	388,900	433,200	
25	325,100	390,000	434,100	
26	327,100	391,300	435,200	
27	329,100	392,600	436,200	
28	331,100	393,900	437,200	
29	333,100	395,100	438,100	
30	335,000	396,400	439,200	
31	336,900	397,700	440,200	
32	338,800	398,900	441,300	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
33	340,600	400,100	442,300	
34	342,500	401,300	443,500	
35	344,400	402,500	444,600	
36	346,300	403,600	445,800	
37	348,000	404,600	446,500	
38	349,200	405,800	447,400	
39	350,300	406,900	448,300	
40	351,300	407,900	449,100	
41	351,800	409,000	449,900	
42	352,200	410,200	450,800	
43	352,600	411,300	451,600	
44	352,900	412,400	452,300	
45	353,400	413,300	453,000	
46	353,900	414,300	453,900	
47	354,400	415,300	454,800	
48	354,700	416,200	455,700	
49	355,000	417,400	456,600	
50	355,300	418,700	457,500	
51	355,600	420,100	458,500	
52	355,900	421,400	459,400	
53	356,300	422,200	460,400	
54	356,600	423,200	461,400	
55	357,000	424,200	462,300	
56	357,300	425,300	463,300	
57	357,600	426,200	464,200	
58	358,000	426,900	465,100	
59	358,300	427,700	466,000	
60	358,700	428,400	467,000	
61	359,000	429,100	467,800	
62	359,300	429,900	468,200	
63	359,700	430,700	468,800	
64	360,000	431,300	469,400	
65	360,300	431,900	470,100	
66	360,700	432,400	470,800	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
67	361,000	432,800	471,100	
68	361,400	433,200	471,700	
69	361,800	433,500	472,100	
70	362,100	433,800	472,500	
71	362,500	434,100	472,800	
72	362,900	434,500	473,100	
73	363,200	434,800	473,400	
74	363,600	435,100		
75	364,000	435,500		
76	364,400	435,900		
77	364,700	436,200		
78	365,100	436,500		
79	365,500	436,900		
80	366,000	437,200		
81	366,500	437,500		
82	367,100	437,900		
83	367,800	438,200		
84	368,400	438,500		
85	369,000	438,800		
86	369,600	439,100		
87	370,200	439,300		
88	370,800	439,600		
89	371,300	439,900		
90	371,700	440,200		
91	372,000	440,400		
92	372,400	440,700		
93	372,800	441,000		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			
100	376,000			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
101	376,400			
102	376,900			
103	377,200			
104	377,500			
105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			

別表第3（第4条関係）

事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9級	事務局長の職務
8級	参事の職務
7級	課長の職務
6級	副参事の職務
5級	課長補佐の職務
4級	係長又は副主幹の職務
3級	主任の職務
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的又は補助的業務を行う職務

別表第4（第4条関係）

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
4級	大学の教授の職務
3級	大学の准教授の職務
2級	大学の講師の職務
1級	大学の助教及び助手の職務